



様式第9号(第19条関係)

野環第108号
令和7年3月7日

住所 京都市伏見区南寝小屋町91番地
氏名 安田産業 株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

野洲市長 櫻本 直樹



一般廃棄物処理業許可書

令和7年1月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、条件を付けて下記のとおり許可します。

記

営業所の所在地 及 び 名 称	野洲市野洲379番地 安田産業 株式会社 野洲営業所
取扱廃棄物の名称	粗大ごみを除く事業系一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、刈草）
業 種	収集運搬業
許 可 期 間	令和7年(2025年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日
許 可 番 号	野洲市 第 19 号
処 理 料 金	野洲市手数料条例に定める一般廃棄物搬入手数料
営 業 の 区 域	野洲市内全域
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。 (2) 収集時には、排出者が記した事業系一般廃棄物搬入確認票を受け取り、施設搬入時係員に提出すること。 (3) 搬入する一般廃棄物は、許可取り扱い品目に限定することとし、野洲市の指定袋で納入すること。また、搬入し際しては係員の指示に従うこと。 (4) 収集運搬業に関する毎月の業務実績を、翌月の10日までに一般廃棄物処理業実績報告書により報告すること。 (5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から排出される一般廃棄物について、再生利用等を伴うものに限る。 (6) 許可車両は、別に定める。 (7) その他市長の指示に従うこと。